

函館市地域公共交通協議会規約

(目的)

第1条 函館市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の策定および実施に関する協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、函館市内における生活交通の確保方策等についての検討および地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項について協議し、函館市における持続可能な公共交通網の形成に資する取組を推進するため設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を函館市東雲町4番13号函館市役所内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 函館市内におけるバス生活路線の確保方策およびサービスの充実に関する協議
- (2) 路面電車の活性化および走行環境等の改善に関する協議
- (3) 前2号に掲げるもののほか、陸上交通の確保およびバリアフリー化に関する協議
- (4) 地域公共交通計画の策定および変更、調査等に関する事業の実施ならびに協議
- (5) 地域公共交通計画に掲げられた事業の実施および連絡調整
- (6) 道路運送法の規定に基づく地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様および運賃・料金等に関する協議
- (7) 前6号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること

(組織)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者

- (2) 一般旅客自動車運送事業者およびその組織する団体
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (4) 旅客鉄道事業者
- (5) 住民または利用者の代表
- (6) 北海道運輸局長の指名する職員
- (7) 渡島総合振興局長の指名する職員
- (8) 函館市長の指名する職員
- (9) 函館市企業局長の指名する職員
- (10) 道路管理者
- (11) 港湾管理者
- (12) 交通管理者
- (13) その他協議会が特に必要と認める者
(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。
(役員)

第6条 協議会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名する。
 - 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 5 監事は、委員の互選により定める。
 - 6 監事は、協議会の会計を監査する。
 - 7 会長、副会長および監事は、相互に兼ねることはできない。

(総会)

第7条 協議会の意思決定機関は総会とし、総会は会長が招集する。

2 総会の議長は、会長がこれを務める。

3 総会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 総会の議事は、出席委員（代理人を含む。）の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

5 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

6 会長は、次のいずれかに該当するときは、委員の書面表決により総会議決とすることができる。なお、議決にあたっては第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「総会」とあるのは「書面総会」と、「出席委員」とあるのは「賛否または意見を提出した委員」と読み替えるものとする。

(1) 協議会において事前に委員から書面による議決の了承を得ているとき。

(2) 緊急の議決を要し、かつ、会議の招集が困難なとき。

(3) その他会長が軽易な事案と認めるとき。

7 会長は、前項による議決を行った場合は、その結果を書面により速やかに委員に報告するものとする。

(分科会)

第8条 協議会は、専門的な調査研究、協議または調整のため必要があると認めるときは、分科会を置くことができる。

2 協議会は、分科会が処理する協議事項について、分科会があらかじめ協議会から委任を受けた場合に限り、分科会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(ワーキンググループ)

第9条 協議会の目的達成に必要な事項について協議するため、ワーキンググループを設置する。

2 ワーキンググループ委員は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 北海道運輸局長の指名する職員

(3) 函館市長の指名する職員

(4) その他会長が必要と認める者

3 ワーキンググループは、必要に応じて関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が整った事項について、協議会の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第11条 協議会の庶務を処理するため、函館市企画部に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、出納の閉鎖期日は、翌年度の5月31日とする。

3 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第13条 協議会は、委員（代理人を含む。）が総会、分科会会議またはワーキンググループ会議に出席したとき（第7条第6項に定める書面表決において回答した場合を除く。ただし、内容が重要な場合等、報酬を支給する必要があると会長が判断した場合はこの限りではない。）は、1日につき金5,000円の報酬を支給する。

(解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補 則)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規約は、令和4年4月25日から施行する。
- 2 この規約の施行前に、函館市生活交通協議会で協議した事項については、この規約の相当規定に基づいてなされたものとみなす。
- 3 この規約の施行時に限り、第4条の規定にかかわらず、函館市生活交通協議会において、公募により委員に就いていた者を引き続き協議会の委員とする。
- 4 この規約の施行時に限り、第5条の規定にかかわらず、委員の任期は、この規約が施行された日から令和5年9月30日までとする。